

# 福島労働局からのお知らせ

## I イベント・行事

### 1 総務部

福島労働局移転のお知らせについて

担当：総務課 金澤 電話：024-536-4601

資料No1

このたび、福島労働局は下記のとおり移転することになりましたのでお知らせします。

移転先の住所 〒960-8513  
福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎 3・4階  
(個別郵便番号のため、住所の記載を省略できます)

移転先の電話番号 移転前と変更ありません。  
024-536-4601  
各部署の電話番号は別紙「福島労働局移転のお知らせ」の裏面をご覧ください。

業務開始日 令和5年9月19日(火)より

## 2 労働基準部

### 1. 全国労働衛生週間

担当：健康安全課 高田（電話：024-536-4603）

10月1日から10月7日の1週間は「全国労働衛生週間」（※）です。また9月はその準備期間です。

- 今年度のスローガンは  
「目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場」  
です。
- 福島労働局長は県内の労働災害防止団体等に対し、全国労働衛生週間及び準備月間に、「令和5年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づく実施事項について実施するよう要請を行いました（8月9日）。

（※）今年度で74回目となる全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的としています。



### 2. 全国労働衛生週間

担当：健康安全課 高田（電話：024-536-4603）

資料No2

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です。

- 厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施について、事業者の皆様にご改め徹底していただくことを促すため、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的に啓発を行っています。  
本月間では、事業者の皆様へ、自身の事業場における健康診断にかかる取組状況等の確認及び適切な実施を行っていただけるよう、別添資料により協力依頼をしております。

### 3. 令和5年度福島県地域両立支援推進チーム連絡会議を開催します。

担当：健康安全課 高田（電話：024-536-4603）

福島労働局は、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備するため、平成29年3月にとりまとめられた「働き方改革実行計画」に基づき、平成29年10月に労使関係者、医療機関、福島県、福島労働局等をメンバーとする「福島県地域両立支援推進チーム」を設置し、その取組を行っているところです。

今般、令和5年度の連絡会議を次のとおり開催いたします。

日時：令和5年9月11日(月) 14時00分～15時30分

場所：福島合同庁舎 3階共用会議室

議題：①治療と仕事の両立支援制度を取り巻く状況について

②福島県地域両立支援推進チームのリーフレットの作成について

③治療と仕事の両立支援に係る各機関の取組状況について

#### ●推進チームの設置目的

治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、福島県内の関係機関とネットワークを構築し、既に行われている両立支援に係る取組を効果的に連携させ、両立支援の取組の推進を図ることを目的とする。

#### <昨年度の会議の様子>



## Ⅱ 法令の施行

### 労働基準部

福島県最低賃金を900円（時間額）に改正決定しました。  
担当：賃金室 二見 電話：024-536-4604

資料No3

- 福島労働局長は、8月7日に福島地方最低賃金審議会より改正答申のあった福島県最低賃金について、8月23日に答申どおり42円引き上げて900円（時間額）に改正することを決定しました。
- 改正された最低賃金額は、官報公示を経て発効します。  
発効予定日は、令和5年10月1日です。
- 最低賃金・賃金の引き上げには、生産性向上等を図る必要があるものと考えられますが、「業務改善助成金」をご利用下さい。

### Ⅲ 公表事案

## 1 労働基準部

#### 県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 田村 電話：024-536-4603

令和5年（7月）の災害発生状況を取りまとめました。

業種	年別		令和5年		令和4年		対前年 (死傷者)	
	死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)		
全業種合計	1,436	10	1,448	13	-12	-0.8		
製造業	244	2	298	3	-54	-18.1		
鉱業	2	0	5	0	-3	-60.0		
建設業	172	4	228	5	-56	-24.6		
運輸交通業	130	2	137	1	-7	-5.1		
貨物取扱業	5	0	10	0	-5	-50.0		
農林業	31	1	20	0	11	55.0		
畜産・水産業	13	0	11	0	2	18.2		
上記以外の事業小計	839	1	739	4	100	13.5		
商	178	1	181	1	-3	-1.7		
金融広告業	4	0	8	1	-4	-50.0		
保健衛生業	452	0	318	0	134	42.1		
接客娯楽業	63	0	76	0	-13	-17.1		
清掃・と畜業	63	0	62	0	1	1.6		
上記以外の事業	79	0	94	2	-15	-16.0		

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

## 県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 田村 電話：024-536-4603

令和5年（7月）の災害発生状況を取りまとめました。

(新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値)

業種	年別		令和5年		令和4年		対前年 (死傷者)	
	死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)		
全業種合計	1,083	10	1,118	13	-35	-3.1		
製造業	244	2	268	3	-24	-9.0		
鉱業	2	0	5	0	-3	-60.0		
建設業	161	4	178	5	-17	-9.6		
運輸交通業	130	2	125	1	5	4.0		
貨物取扱業	5	0	10	0	-5	-50.0		
農林業	31	1	20	0	11	55.0		
畜産・水産業	13	0	11	0	2	18.2		
上記以外の事業小計	497	1	501	4	-4	-0.8		
商業	177	1	177	1	0	0.0		
金融広告業	4	0	3	1	1	33.3		
保健衛生業	124	0	120	0	4	3.3		
接客娯楽業	63	0	74	0	-11	-14.9		
清掃・と畜業	53	0	53	0	0	0.0		
上記以外の事業	76	0	74	2	2	2.7		

(注) 労働者死傷病報告(休業4日以上)による。

## 2 職業安定部

令和6年3月「新規高等学校卒業者の求人・求職状況」について公表します。

担当：職業安定課 関 電話：024-529-5396

令和5年7月末現在の状況を取りまとめました。

資料No4

1	求人倍率	2.52倍	(前年同期比	0.32ポイント増)
2	求人数	8,680人	(同	6.6%増)
3	求職者数	3,441人	(同	7.1%減)
	うち「県内」	2,918人	(同	7.9%減)
	うち「県外」	523人	(同	2.1%減)

※令和6年3月新規高等学校卒業者の採用選考が9月から始まります。

- 令和5年9月 5日(火)～ 学校から企業への推薦開始
- 令和5年9月16日(土)～ 企業による選考開始

# 福島労働局

業務開始日

令和5年

資料No. 1

9月19日火

令和5年9月15日(金)までは  
現庁舎にて業務を  
行います。

# 移転の お知らせ

このたび、福島労働局は下記のとおり移転することになりましたのでお知らせします。



ご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

移転先住所 福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎 3・4階

移転先TEL 移転前と変更ありません(裏面記載のとおり)



# 福島労働局の所在地・連絡先

〒960-8513

福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎 3・4階

※個別郵便番号のため、住所の記載を省略できます（郵便番号と名称のみで届きます）。

## 【3階】

労働基準部	監督課	TEL024-536-4602
	健康安全課	TEL024-536-4603
	賃金室	TEL024-536-4604
	労災補償課	TEL024-536-4605
職業安定部	職業安定課	TEL024-529-5338
	職業対策課	TEL024-529-5409
	訓練課	TEL024-536-7733
	需給調整事業室	TEL024-529-5746

## 【4階】

総務部	総務課	TEL024-536-4601
	労働保険徴収室	TEL024-536-4607
雇用環境・均等室	企画調整・助成金係	TEL024-536-2777
	相談・指導係	TEL024-536-4609
福島労働局総合労働相談コーナー		TEL024-536-4600

※電話の受付時間は、8時30分～17時15分までとなっております。

# 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

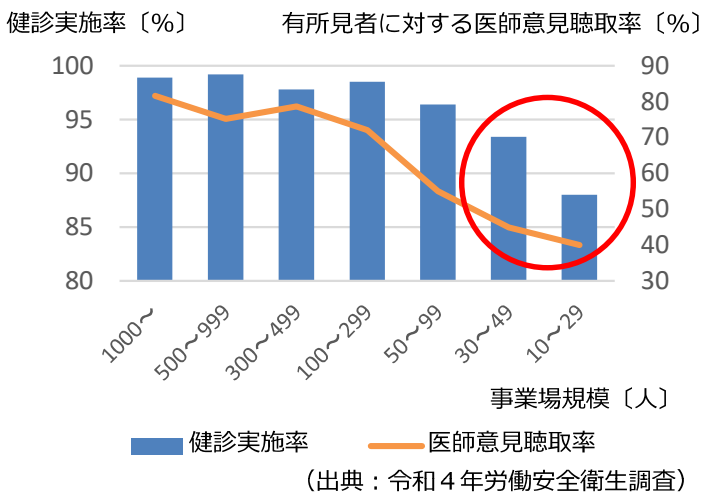
## 「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

### 1.健康診断及び事後措置の実施の徹底

- 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

#### <事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合>



- 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

- 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

- 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→



#### <地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご利用ください。

### 2.医療保険者との連携

- 医療保険者※<sup>1</sup>から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

- 制度間の健診の重複を避け、これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※<sup>2</sup>等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご利用ください。

※<sup>1</sup>：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※<sup>2</sup>：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金のご案内はこちら



「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について  
(抜粋)

令和5年8月16日付け基安発0816第2号

## 1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法(大正11年法律第70号。以下「健保法」という。)に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

## 2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。  
さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正)を十分に考慮いただきたいこと。  
なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。
- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基安発0731第1号保発0731第4号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。  
また、1の(5)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられている。  
以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。
- (3) 1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (4) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (5) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。  
ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。  
イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

- (6) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の間診票の外国語版(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語)の周知を行っていただきたいこと。
- ## 3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発
- 事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

- (1) ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
- (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正)に基づく取組の推進  
ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」(平成17年3月策定、令和元年9月改訂)に基づく取組  
イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のリーフレット等を活用した「体力づくり強調月間」(毎年10月1日～31日)、スポーツの日(毎年10月の第2月曜日)及び「Sport in Lifeコンソーシアム」の周知啓発
- (3) 職場におけるがん検診の推進  
ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨  
イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知  
ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」(平成30年3月策定)を参考にしたがん検診の実施  
エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- (4) 女性の健康課題に関する理解の促進  
ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知  
イ e-ヘルスネットや企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」の活用  
ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットを活用した骨粗鬆症検診の受診勧奨
- (5) 眼科検診等の実施の推進  
ア アイフレイルチェックリストや6つのチェックツールを活用した目のセルフチェックの推進  
イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診の周知
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進  
ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」(平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂)に基づく職域での検査機会の確保等  
イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」(平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂)に基づく取組  
ウ 令和4年4月20日付け基安発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について(協力依頼)」等に基づく抗体検査の機会の提供等

令和 5 年 8 月 29 日

【照会先】

福島労働局職業安定部職業安定課

課長 宇佐見 晃

課長補佐 菅野 茂

地方職業指導官 関 浩二

電話 024-529-5396 (直通)

報道関係者 各位

## 令和 6 年 3 月新規高等学校卒業者の求人・求職状況

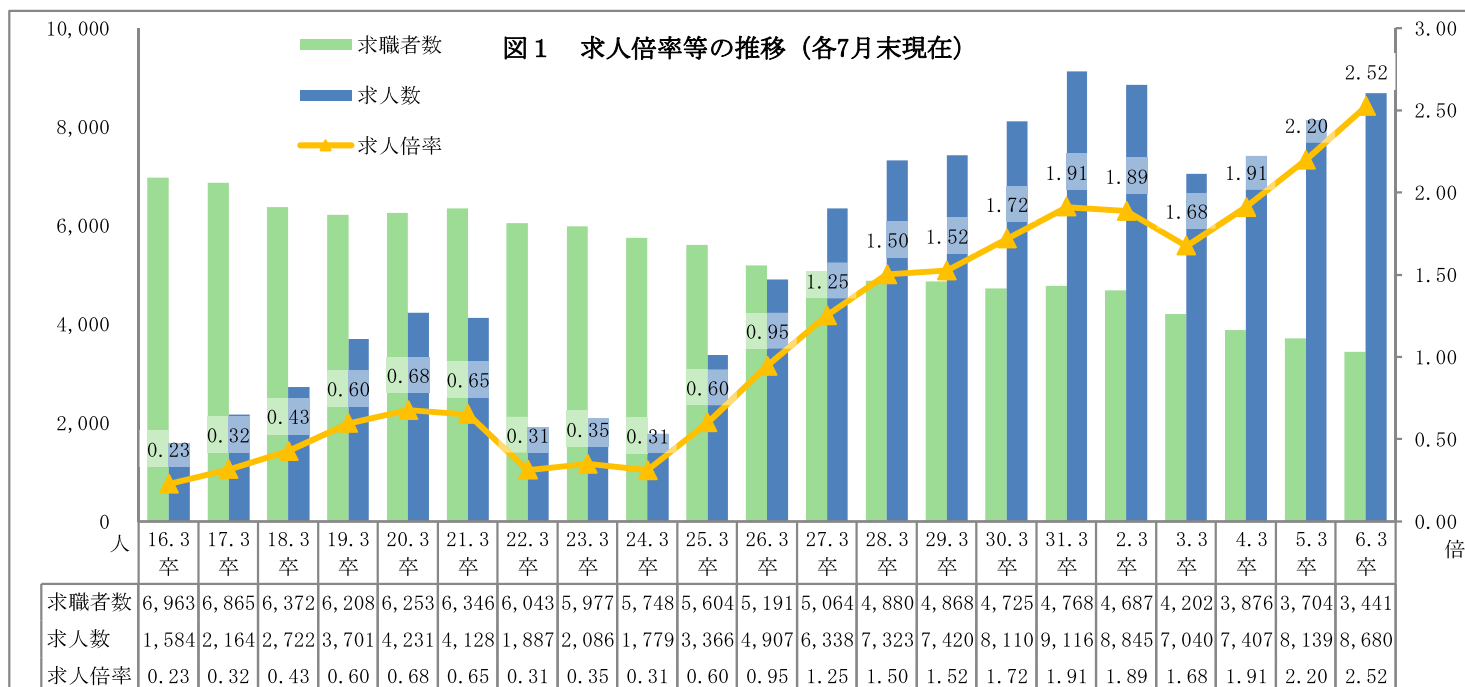
【令和 5 年 7 月末現在】

福島労働局（局長 井口 真嘉）は、令和 6 年 3 月に高等学校を卒業する生徒について、令和 5 年 7 月末現在における求人・求職状況を取りまとめました。

### 【概要】

1 求人倍率	2.52 倍（前年同期比	0.32 ポイントの増）【図 1・別表 1】
2 求人数	8,680 人（同	6.6%の増）【図 2・別表 1】
3 求職者数	3,441 人（同	7.1%の減）【図 1・別表 1】
うち「県内」希望	2,918 人（同	7.9%の減）【別表 1】
うち「県外」希望	523 人（同	2.1%の減）【別表 1】

※本データは福島労働局管内における学校・ハローワークの紹介を希望する生徒の状況を取りまとめたものです。



### 《参考資料》

別表 1 「新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移（7 月末現在）」

別表 2 「新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況（7 月末現在）」

別表 3 「新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況」

別表 4 「新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況（7 月末現在）」

図2 求人受理状況の推移

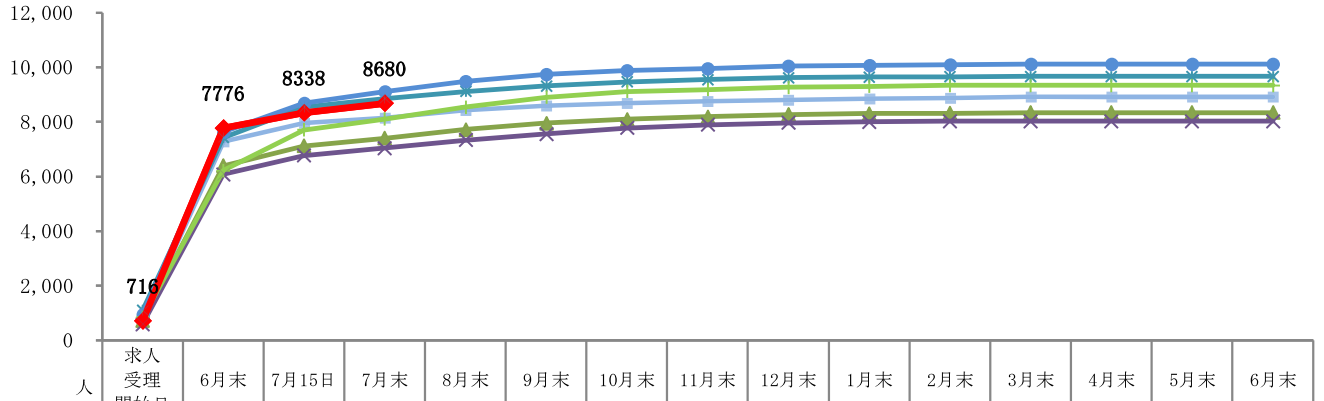


図3 産業別求人受理状況 (7月末現在)

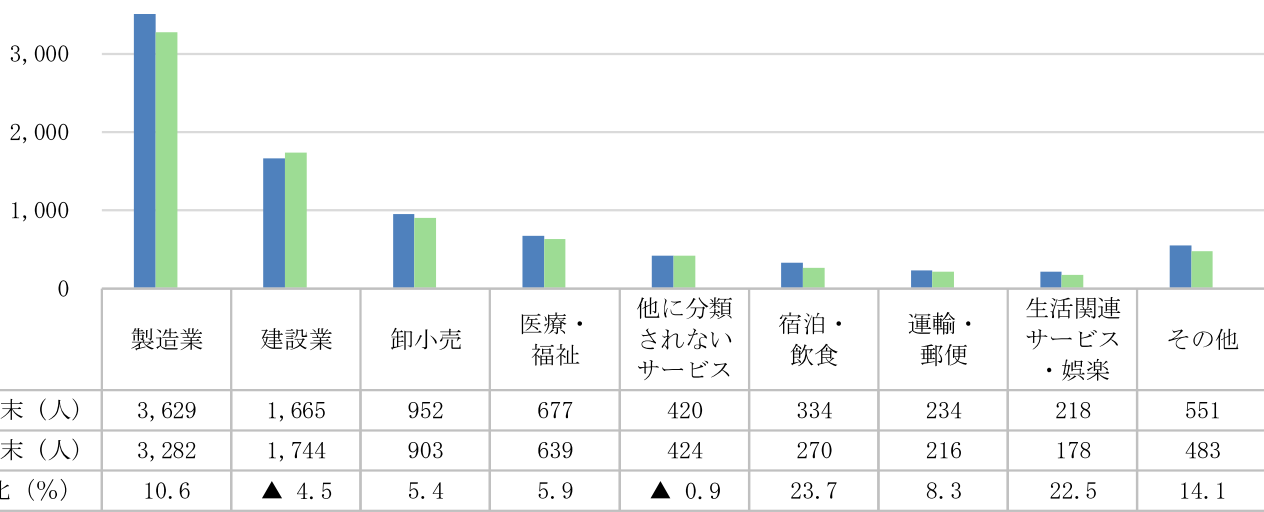
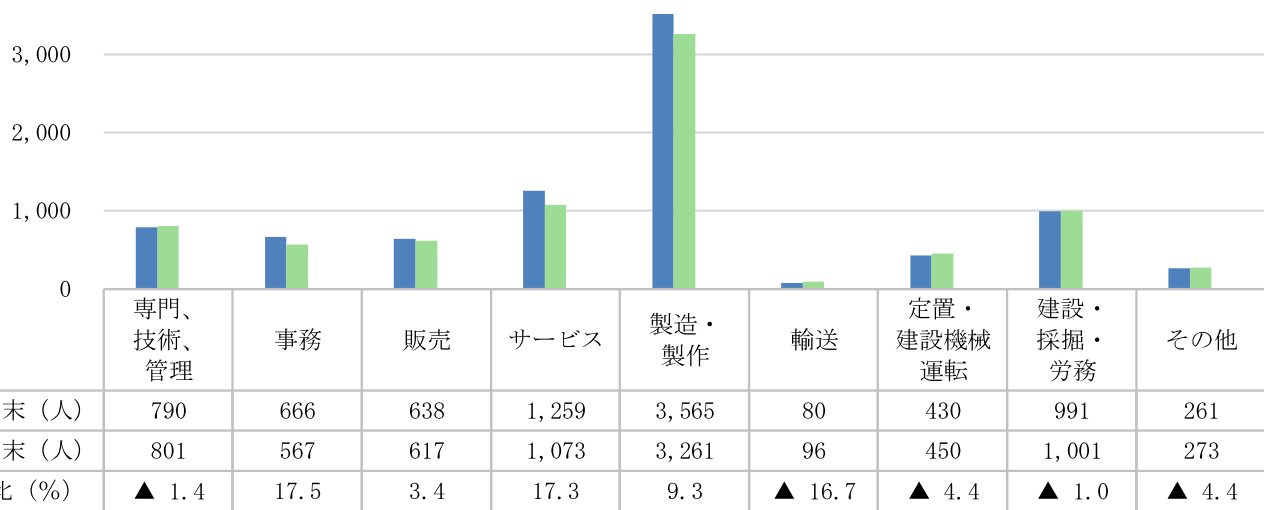


図4 職業別求人受理状況 (7月末現在)



別表1

## 新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移(7月末現在)

厚生労働省福島労働局職業安定部

		27.3卒	28.3卒	29.3卒	30.3卒	31.3卒	令和2.3卒	3.3卒	4.3卒	5.3卒	6.3卒	対 4.3卒比 (%、P)
卒業予定者数 (a)		18,821	18,279	18,586	17,867	17,802	17,491	16,780	16,395	15,677	15,044	▲ 4.0
求職者数	計 (b)	5,064	4,880	4,868	4,725	4,768	4,687	4,202	3,876	3,704	3,441	▲ 7.1
	県内(c)	4,213	4,068	4,120	3,947	4,015	3,941	3,551	3,320	3,170	2,918	▲ 7.9
	県内比率(c/b)	83.2	83.4	84.6	83.5	84.2	84.1	84.5	85.7	85.6	84.8	▲ 0.8
	県外(d)	851	812	748	778	753	746	651	556	534	523	▲ 2.1
県内ハローワーク 受理求人数 (e)		6,338	7,323	7,420	8,110	9,116	8,845	7,040	7,407	8,139	8,680	6.6
求人倍率 (e/b)		1.25	1.50	1.52	1.72	1.91	1.89	1.68	1.91	2.20	2.52	0.32
就職内定者数	計 (f)											
	うち県内ハローワーク 受理求人への就職(g)											
	県内比率(g/f)											
就職内定率%	うち県外ハローワーク 受理求人への就職(h)											
	計 (f/b)											
	県内(g/c)											
未就 内定者 数職	計											
	県内											
	県外											

令和5年度高校生の採用選考は9月16日から開始となります。  
今年度の就職者数等は9月末内容より計上されます。

● 福島労働局管内の新規高卒者に係る7月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです

(注1) 「卒業予定者数」…県内の各ハローワークが、管内の高等学校に対し実施した「求職動向調査」の調査結果による

(注2) 「求職者数」…学校又はハローワークの紹介により就職を希望する生徒数 (県内就職希望者+県外就職希望者)

(注3) 「就職内定者数」の県内比率 (g/f) …県内ハローワーク受理求人への就職比率で、福島県が発表する「県内留保率」とは異なる

別表2

# 新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況(7月末現在)

## 会津地域

卒業予定者数(人)	1,933
前年同期比(%)	▲ 5.6
求職者数(人)	429
前年同期比(%)	▲ 16.5
うち県内希望者	285
前年同期比(%)	▲ 24.8
うち県外希望者	144
前年同期比(%)	6.7
求人数(人)	1,085
前年同期比(%)	3.2
求人倍率(倍)	2.53
前年同期比(P)	0.49
就職内定者数(人)	
前年同期比(%)	
うち県内就職者	
前年同期比(%)	
うち県外就職者	
前年同期比(%)	
就職内定率(%)	
前年同期比(P)	
就職未内定者数(人)	

## 中通り地域

卒業予定者数(人)	9,607
前年同期比(%)	▲ 3.1
求職者数(人)	2,189
前年同期比(%)	▲ 1.6
うち県内希望者	1,959
前年同期比(%)	▲ 0.4
うち県外希望者	230
前年同期比(%)	▲ 10.9
求人数(人)	5,499
前年同期比(%)	6.3
求人倍率(倍)	2.51
前年同期比(P)	0.19
就職内定者数(人)	
前年同期比(%)	
うち県内就職者	
前年同期比(%)	
うち県外就職者	
前年同期比(%)	
就職内定率(%)	
前年同期比(P)	
就職未内定者数(人)	

## 浜通り地域

卒業予定者数(人)	3,504
前年同期比(%)	▲ 5.7
求職者数(人)	823
前年同期比(%)	▲ 14.7
うち県内希望者	674
前年同期比(%)	▲ 18.2
うち県外希望者	149
前年同期比(%)	5.7
求人数(人)	2,096
前年同期比(%)	9.5
求人倍率(倍)	2.55
前年同期比(P)	0.57
就職内定者数(人)	
前年同期比(%)	
うち県内就職者	
前年同期比(%)	
うち県外就職者	
前年同期比(%)	
就職内定率(%)	
前年同期比(P)	
就職未内定者数(人)	

## 県合計

卒業予定者数(人)	15,044
求職者数(人)	3,441
求人数(人)	8,680
求人倍率(倍)	2.52
就職内定者数(人)	
就職内定率(%)	
就職未内定者数(人)	

- 県内、県外に就職を希望する生徒の就職内定の状況、県内ハローワークで受理した求人の状況などを地域別にまとめたもの
- ※ 卒業予定者数…「求職動向調査」での生徒数
- ※ 求職者数…県内、県外に就職を希望する生徒数(学校・ハローワークの紹介希望者)
- ※ 求人数…県内ハローワークで受理した求人数
- ※ 求人倍率…求人数/求職者数
- ※ 就職内定者数…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定者数
- ※ 就職内定率…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定率

別表3

## 新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況

厚生労働省福島労働局職業安定部

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
a 求職者数	4.3卒者	3,876	3,852	3,841	3,839	3,827	3,816	3,810	3,789	3,778	3,770	3,769	3,766
	5.3卒者	3,704	3,684	3,673	3,672	3,593	3,590	3,579	3,583	3,559	3,554	3,548	3,547
	6.3卒者	3,441											
	男子	2,067											
	女子	1,374											
	対4.3卒者比(%)	▲ 11.2											
	対5.3卒者比(%)	▲ 7.1											
b 求人数	4.3卒者	7,407	7,720	7,962	8,096	8,191	8,275	8,306	8,326	8,338	8,338	8,338	8,338
	5.3卒者	8,139	8,425	8,605	8,692	8,763	8,818	8,855	8,884	8,914	8,917	8,917	8,917
	6.3卒者	8,680											
	対4.3卒者比(%)	17.2											
	対5.3卒者比(%)	6.6											
c 求人倍率(倍)	4.3卒者	1.91	2.00	2.07	2.11	2.14	2.17	2.18	2.20	2.21	2.21	2.21	2.21
	5.3卒者	2.20	2.29	2.34	2.37	2.44	2.46	2.47	2.48	2.50	2.51	2.51	2.51
	6.3卒者	2.52											
	対3.3卒者比(ポイント)	0.61											
	対4.3卒者比(ポイント)	0.32											
d 就職内定者数	4.3卒者			2,649	3,261	3,497	3,608	3,672	3,723	3,759	3,761	3,762	3,764
	5.3卒者			2,549	3,064	3,296	3,381	3,440	3,507	3,543	3,545	3,546	3,546
	6.3卒者												
	男子												
	女子												
	対4.3卒者比(%)												
対5.3卒者比(%)													
e 就職内定率(%)	4.3卒者			69.0	84.9	91.4	94.5	96.4	98.3	99.5	99.8	99.8	99.9
	5.3卒者			69.4	83.4	91.7	94.2	96.1	97.9	99.6	99.7	99.9	99.9
	6.3卒者												
	男子												
	女子												
	対3.3卒者比(ポイント)												
対4.3卒者比(ポイント)													
f 就職未内定者数	4.3卒者			1,192	578	330	208	138	66	19	9	7	2
	5.3卒者			1,124	608	297	209	139	76	16	9	2	1
	6.3卒者												
	男子												
	女子												
	対4.3卒者比(%)												
対5.3卒者比(%)													

●福島労働局管内の新規高卒者に係る各月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです。

(注) 「求人数」…県内ハローワーク受理求人数



# 別表4

## 新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況（7月末現在）

厚生労働省福島労働局職業安定部

項 目		5年度	4年度	対前年同期比(%)	対前年増減数(人)
産 業 別	A, B 農, 林, 漁業 (01~04)	77	70	10.0	7
	C 鉱業、採石業、砂利採取業 (05)	15	12	25.0	3
	D 建設業 (06~08)	1,665	1,744	▲ 4.5	▲ 79
	E 製造業 (09~32)	3,629	3,282	10.6	347
	09 食料品製造業	316	252	25.4	64
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	17	10	70.0	7
	11 繊維工業	90	68	32.4	22
	12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	81	81	0.0	0
	13 家具・装備品製造業	38	31	22.6	7
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	80	66	21.2	14
	15 印刷・同関連業	30	32	▲ 6.3	▲ 2
	16 化学工業	207	184	12.5	23
	17 石油製品・石炭製品製造業	0	1	-	▲ 1
	18 プラスチック製品製造業	193	164	17.7	29
	19 ゴム製品製造業	149	112	33.0	37
	21 窯業・土石製品製造業	207	173	19.7	34
	22 鉄鋼業	32	32	0.0	0
	23 非鉄金属製造業	60	60	0.0	0
	24 金属製品製造業	350	371	▲ 5.7	▲ 21
	25 はん用機械器具製造業	244	262	▲ 6.9	▲ 18
	26 生産用機械器具製造業	160	137	16.8	23
	27 業務用機械器具製造業	173	166	4.2	7
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	307	320	▲ 4.1	▲ 13
	29 電気機械器具製造業	303	271	11.8	32
	30 情報通信機械器具製造業	157	140	12.1	17
	31 輸送用機械器具製造業	344	273	26.0	71
	20, 32 その他の製造業	91	76	19.7	15
	F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	28	31	▲ 9.7	▲ 3
	G 情報通信業 (37~41)	32	18	77.8	14
	H 運輸業、郵便業 (42~49)	234	216	8.3	18
	I 卸売業、小売業 (50~61)	952	903	5.4	49
	50~55 卸売業	238	221	7.7	17
56~61 小売業	714	682	4.7	32	
J 金融業、保険業 (62~67)	93	77	20.8	16	
K 不動産業、物品賃貸業 (68~70)	87	88	▲ 1.1	▲ 1	
L 学術研究、専門・技術サービス業 (71~74)	120	102	17.6	18	
M 宿泊業、飲食サービス業 (75~77)	334	270	23.7	64	
75 宿泊業	173	151	14.6	22	
76~77 飲食サービス業	161	119	35.3	42	
N 生活関連サービス業、娯楽業 (78~80)	218	178	22.5	40	
O 教育、学習支援業 (81, 82)	10	15	▲ 33.3	▲ 5	
P 医療、福祉 (83~85)	677	639	5.9	38	
Q 複合サービス業 (86~87)	87	68	27.9	19	
R サービス業 (他に分類されないもの) (88~96)	420	424	▲ 0.9	▲ 4	
S, T 公務・その他 (97~99)	2	2	0.0	0	
合 計	8,680	8,139	6.6	541	
職 業 別	A, B 専門的、技術的、管理的職業従事者 (01~24)	790	801	▲ 1.4	▲ 11
	C 事務従事者 (25~31)	666	567	17.5	99
	D 販売従事者 (32~34)	638	617	3.4	21
	E サービス職業従事者 (35~42)	1,259	1,073	17.3	186
	H, I, J, K 技能工、採掘、製造、建築従事者 (49~73)	5,066	4,808	5.4	258
	(49~59) 製造・製作従事者	3,565	3,261	9.3	304
	(64, 67) 定置・建設機械運転、電気工事従事者	430	450	▲ 4.4	▲ 20
	(65・66・68~73) 採掘・建設・労務従事者	991	1,001	▲ 1.0	▲ 10
	(60~63) その他	80	96	▲ 16.7	▲ 16
	F, G 上記以外の職業従事者 (43~48)	261	273	▲ 4.4	▲ 12
合 計	8,680	8,139	6.6	541	
規 模 別	29人以下	2,969	2,946	0.8	23
	30~99人	2,847	2,697	5.6	150
	100~299人	1,622	1,451	11.8	171
	300~499人	372	286	30.1	86
	500~999人	386	318	21.4	68
	1,000人以上	484	441	9.8	43
合 計	8,680	8,139	6.6	541	

※令和5年度分から、職業分類は「平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分」により計上しているため、職業別における「増減数」及び「対前年同期比(%)」は完全に接続されないものもあるため参考数値である。